

●所得が低い人は、グループホームの家賃、光熱水費の負担が軽くなります

(浜田地区広域行政組合独自制度)

要介護又は要支援2の認定を受けている浜田地区広域行政組合の介護保険被保険者の方で、浜田市及び江津市のグループホームの利用者を対象に、家賃及び光熱水費の利用者負担の一部を助成します。
※助成を受けるには、浜田地区広域行政組合への申請及び認定が必要です。

認定区分	助成対象要件(所得基準等)	助成額
1	本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している者若しくは本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者又は生活保護受給者	1月あたり 10,000円 1日あたり 330円
2	本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1月あたり 5,000円 1日あたり 170円 (1月5,000円を上限)

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

◆利用者負担の上限（1か月） **令和3年8月から** 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が変わります。

●令和3年7月利用分まで

●令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額(月額)	利用者負担段階区分	上限額(月額)
●現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	世帯 44,400円	●年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
●一般	世帯 44,400円	●年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯 93,000円
●住民税世帯非課税等 ●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	世帯 24,600円 個人 15,000円	●年収約383万円以上約770万円未満	世帯 44,400円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円	●一般	世帯 44,400円
		●住民税世帯非課税等 ●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	世帯 24,600円 個人 15,000円
		●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

●対象者には浜田地区広域行政組合から申請書を送付します。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●所得区分について、詳しくは市役所の担当窓口にお問い合わせください。

●支給対象となる人は市役所の医療保険の窓口へ申請が必要です。